

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における 年間収入要件が変わりました

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等の特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたところです。

それを踏まえ、健康保険においても、被扶養者としての届出にかかる者（以下「認定対象者」という）が**19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変更**になりましたのでお知らせいたします。

認定対象者の収入要件

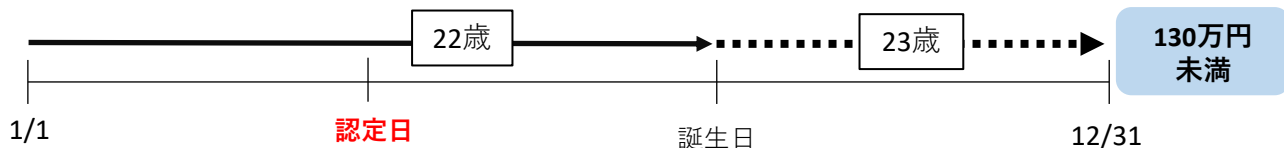
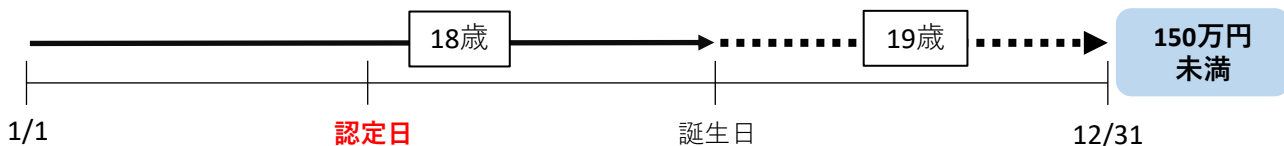
扶養認定日が令和7年10月1日以降の認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が、**19歳以上23歳未満の場合**は、「**年間収入130万円未満**」が「**年間収入150万円未満**」に変更となりました。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

【年齢要件】

19歳以上23歳未満は、**扶養認定日が属する年の12月31日の時点**で判定します。

認定日の収入要件



なお、令和7年10月1日以降に提出された届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の認定対象者の収入要件は、130万円未満で判定することとなります。



- ・ 認定要件に「学生であること」は含まれない
- ・ 19歳以上23歳未満であっても「配偶者」の場合は適用にならない
- ・ 年齢は認定された年の12月31日時点の年齢で判断する
- ・ 令和7年10月1日以降の届出分より適用が開始